

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年1月14日

【発行者名】 インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 イアン・グッドール
(Ian Goodall, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ハーバー・センター、私書箱61号
(P.O.Box 61, Harbour Centre, George Town, Grand Cayman, KY1-
1102, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
同 下 瀬 伸 彦
同 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
マルチ・ストラテジーズ・ファンド－トルコリラ・マネー・マーケッ
ト・ファンド
(Multi Strategies Fund - Turkish Lira Money Market Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
40億トルコリラ(747億6,000万円)を上限とします。
(注) トルコリラの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜
上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値(1トルコリラ=18.69円)によりま
す。以下、トルコリラの円金額表示はすべてこれによりま
す。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和2年1月14日付で日本における販売会社が追加されますので、令和元年9月19日に提出した有価証券届出書（令和元年12月19日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前 略）

(29) 大熊本証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、3億4,300万円です。

② 事業の内容

大熊本証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

<訂正後>

（前 略）

(29) 大熊本証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、3億4,300万円です。

② 事業の内容

大熊本証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(30) とうほう証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月31日現在、資本金の額は、30億円です。

② 事業の内容

とうほう証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前 略）

(29) 大熊本証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として大熊本証券株式会社を選任しました。

大熊本証券株式会社の選任は、管理会社または大熊本証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

<訂正後>

（前 略）

(29) 大熊本証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として大熊本証券株式会社を選任しました。

大熊本証券株式会社の選任は、管理会社または大熊本証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(30) とうほう証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてとうほう証券株式会社を選任しました。

とうほう証券株式会社の選任は、管理会社またはとうほう証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。